

平成30年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(10月10日)

平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成30年10月10日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
馬場 哉	議員
藤本英樹	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
一瀬裕子	議員
上原 敏	議員
熊谷佐和美	議員
西 良倫	議員
信貴惠太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居 進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本 正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

山田達也	会計管理者
杉崎雅俊	事業部理事
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
別所尚紀	総務課担当課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
田中真宏	クリーンパーク折居担当課長
小川均	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
西原健志	総務課主事

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5 議案第 8 号	平成 29 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第 9 号	平成 30 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 7

午前 10 時 00 分 開会

○真田敦史議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。傍聴はありませんので、よろしく願いいたします。

また、本日の議題にもございますが、本年 5 月に行われました井手町議会選出議員の改選によりまして、新たに木村武壽議員並びに丸山久志議員が城南衛生管理組合議員に

選出され、仮議席を指定しておりますのでご報告をいたしますとともに、ご紹介申し上げます。

木村議員から順次自己紹介をお願いします。

○木村武壽議員 おはようございます。

井手町の木村でございます、どうぞよろしく願いいたします。

○丸山久志議員 おはようございます。

井手町議会議員の丸山でございます、よろしく申し上げます。

○真田敦史議長 以上で自己紹介を終わります。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。

これより平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

井手町議会選出議員の交代に伴う報告でございます。本年5月2日に開催されました井手町臨時議会におきまして、城南衛生管理組合議会議員に、組合規約第8条の規定により木村武壽議員及び丸山久志議員が選出されております。

所属委員会につきましては、議会委員会条例第4条第1項ただし書きの規定により、木村武壽議員は議会運営委員及び総務常任委員に、丸山久志議員は廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員に5月2日付にて選任しましたので、議会委員会条例第4条第3項の規定によりご報告いたします。

また、本年6月6日に開催されました廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員会において、委員長を互選の結果、委員長には丸山久志議員が選出されましたので、あわせてご報告いたします。

次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果6件につきましては、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議席の指定

○真田敦史議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。

本年5月に井手町議会選出議員の改選により、新たに選出されました議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により議長において、議席番号7番に木村武壽議員、議席番号8番に丸山久志議員をそれぞれ指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○真田敦史議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、亀田優子議員、山崎恭一議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○真田敦史議長 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から11月21日までの43日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は43日間と決定いたしました。

日程第5 議案第8号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○真田敦史議長 次に、日程第5、議案第8号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼申し上げます。

議案の提案理由の説明に入ります前に、本組合職員が名誉毀損の罪で逮捕され、処罰を受けた事案につきましてご報告し、おわびを申し上げたいと存じます。

本件は、交際していた女性に対して知人と共謀し、その女性の勤務する会社の事務所、店舗に能力、人格等を誹謗中傷する内容のファクスを複数回送信し、女性の名誉を毀損したというものであり、8月28日に逮捕され、9月18日に略式命令により罰金30万円の刑に処され、同日釈放されたところであります。

本組合におきましては、これまでに発生した不適切な事案等に対しまして、全職員が信頼回復に向け全力で取り組み、新工場の更新などの懸案事項を着実に進めて、信頼回復の実績を積み上げてきたにもかかわらず、このような事案が発生したことは、信頼回復に向けて期待を寄せる住民の皆様を裏切るものであり、まことに遺憾であり、心からおわびを申し上げる次第でございます。

現在、本人から事情を聴取するなど、事実関係等の調査を鋭意進めているところであ

り、懲戒処分等につきましては厳正に審査をし、対処したいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第8号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。

なお、参考資料として、平成29年度の決算額を基礎に作成いたしました財務書類を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては後ほど会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 次に、決算の計数について説明を求めます。

山田達也会計管理官。

○山田達也会計管理者（登壇） おはようございます。

それでは、私の方から議案第8号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算について、計数的なご説明を申し上げます。

最初に、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明させていただき、次に、その詳細を記載しております、附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を順次説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

初めに、歳入決算でございますが、決算書1ページ、2ページをご覧ください。歳入の総額につきましては、2ページの表、最下段に記載しております収入済額の合計は75億3,179万5,755円、不納欠損額の合計11万660円、収入未済額の合計88万6,687円で、1ページの表最下段、予算現額の合計75億2,828万2,000円に対し、2ページの最下段右側に記載しております予算現額と収入済額との比較で351万3,755円の増額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の3ページ、4ページをご覧ください。歳出の総額につきましては、4ページの表、最下段左側に記載しております支出済額の合計74億2,541万5,445円、不用額の合計1億286万6,555円となり、3ページの表、最下段、予算現額の合計75億2,828万2,000円に対し、4ページの表最下段右側に記載しております、予算現額と支出済額との比較で、1億286万6,555円の差引残額となっております。なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は3ページの欄外、中ほどに記載しております1億638万310円となっております。

以上が、平成29年度の決算書の概略でございます。

続きまして、決算書の詳細につきまして、次のページ、5ページからの事項別明細書に沿い、ご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。

5ページ、6ページをご覧ください。表の上段に記載しております、款1、分担金及び負担金でございます。分担金は、構成市町からいただいているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額36億8,999万2,000円、収入済額は同じく36億8,999万2,000円で、調定額どおりの収入となっております。

次に、表の中段に記載しております、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億7,817万6,000円、調定額4億6,424万4,996円に対し、収入済額は4億6,324万7,649円となっております。なお、主な収入につきましては、衛生手数料の4億6,200万8,412円でございます。また、この中には6ページの備考欄に記載しております、還付未済額1万3,450円が含まれております。

次に、表の下段に記載しております、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金は、折居清掃工場の更新事業に係る財源としまして、予算現額9億7,823万7,000円、収入済額は同じく9億7,823万7,000円で、調定額どおりの収入となっております。

次に、表の最下段に記載しております、款4、府支出金でございます。府支出金は、クリーンピア沢の下水道排水整備事業に係る財源としまして、予算現額84万8,000円に対し、収入済額212万円となっており、調定額どおりの収入となっております。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。表の上段2番目に記載しております、款5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額8,498万6,000円に対し、収入済額は9,023万2,853円となっており、調定額どおりの収入となっております。なお、主な収入は財産売払収入の物品売払収入8,979万9,919円でございます。物品売払収入は、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、表の中段に記載しております、款6、繰入金でございます。繰入金につきましては、予算現額400万円に対し、収入済額は335万6,296円となっており、調定額どおりの収入となっております。なお、この繰入金は財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、表の下段に記載しております、款7、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額8,037万9,000円に対し、収入済額は8,037万8,597円となっており、調定額どおりの収入となっております。

次に、表の最下段に記載しております、款8、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額1億6,286万4,000円に対し、収入済額は1億7,543万1,360円となっており、調定額どおりの収入となっております。なお、主な収入につきましては、次のページ、9ページから10ページの表の上段に記載しております、発電収入の1億5,270万7,593円、雑入の2,258万7,855円でございます。発電収入は、クリーン21長谷山の余剰電力売却収入であり、また、各雑入の明細につきましては、10ページの備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

次に、歳入の最後でございますが、表の中段に記載しております、款9、組合債でございます。組合債は、折居清掃工場の更新事業債によるものが大部分となっており、予算現額20億4,880万円、収入済額は同じく20億4,880万円で、調定額どおりの収入となっております。なお、各事業債の明細につきましては、10ページの備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

以上が、歳入決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。

11ページ、12ページをご覧ください。表の上段に記載しております、款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額474万2,000円に対し、支出済額413万8,223円であり、不用額60万3,777円となっております。

次に、表の中段に記載しております、款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額4億6,892万2,000円に対し、支出済額4億5,980万510円であり、不用額912万1,490円となっております。なお、主な不用額としまして、一般管理費の795万8,764円でございます。

次に、ページが飛びまして15ページ、16ページをご覧ください。表の下段に記載しております、款3、衛生費でございます。衛生費は、工場並びに各施設関係の経費が中心となっており、予算現額66億2,258万4,000円に対し、支出済額は65億3,459万1,011円であり、不用額は8,799万2,989円となっております。

なお、主な不用額としまして、次のページ、17ページ、18ページの表上段に記載しております清掃総務費541万9,266円。次のページ、19ページ、20ページの表2段目に記載しておりますし尿処理費1,034万3,051円、同じページの表中段に記載しておりますごみ焼却費4,927万2,445円。次のページ、21ページ、22ページの表中段に記載しておりますリサイクル費578万535円、同じページの表最下段に記載しておりますごみ破碎費768万6,420円。次のページ、23ページ、24ページの表中段に記載しておりますごみ埋め立て費558万9,695円、同じページの表最下段に記載しております新折居清掃工場建設事業費239万8,762円などが主な不用額でございます。

次に、次のページ、25ページ、26ページをご覧ください。

表の中段に記載しております、款4、公債費でございます。公債費は、いわゆる借金の返済でございます、予算現額4億2,703万4,000円に対し、支出済額4億2,688万5,701円であり、不用額は14万8,299円となっております。

最後に、同じページの表下段に記載しております、款5、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算額500万円に対し、充当はございませんでした。

以上が、歳出決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

次のページ、27ページをご覧ください。

歳入総額75億3,179万5,755円に対し、歳出総額74億2,541万5,445円となっており、歳入歳出差引額は1億638万310円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億638万310円となっております。

以上が、実質収支に関する調書についてのご説明でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

次のページ、28ページをご覧ください。公有財産のうち土地につきましては表の左側、最下段に記載しております土地の決算年度末現在高の合計は18万3,199.86㎡となっており、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては表の右側、最下段に合計を記載しております。建物の現在高は決算年度中に、欄外に記載のとおりクリーン21長谷山の危険物倉庫が新築され20.30㎡増加し、建物の決算年度末現在高の合計は4万4,247.95㎡となっております。

次に、物品につきましてご説明申し上げます。

次のページ、29ページ、30ページをご覧ください。30ページの表、最下段の合計欄に記載しております、決算年度中に6物品が増加し、26物品が減少しました。この要因は、折居清掃工場閉鎖に伴うものが主な要因でございます。これにより、決算年度末現在高の合計は119物品となっております。

最後に、基金につきまして、ご説明申し上げます。

次のページ、31ページをご覧ください。最初に、上段の表、財政調整基金では、一般会計からの積立金並びに運用益で4,023万4,592円増加しましたが、退職手当充当分として335万6,296円減少した結果、決算年度末の現在高は2億1,515万2,532円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金は、分担金からの積み立て並びに運用益で3,038万8,342円の現金が増加しました。平成29年度につきましては、し尿収集車両の減車は発生しておりませんので、現金に係る決算年度末の現在高は1億9,083万3,397円となっております。

次に、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、有価証券に係る決算年度末の残高は1億4,989万5,000円となっております。なお、これにより当該基金の決算年度末の現金、有価証券を合わせました決算年度末現在高の合計は3億4,072万8,397円となっております。

以上で、平成29年度決算の計数説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○真田敦史議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川均代表監査委員。

○小川 均代表監査委員（登壇） 皆さん、おはようございます。

監査委員をさせていただいております小川でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、平成29年度決算審査の議会報告をさせていただきたいと思っております。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしました。その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は、去る9月5日に、ここにご出席いただいております太田監査委員とと

もに、本組合事務局において実施をさせていただきました。

審査の対象は平成29年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認しました。決算計数については、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員から説明聴取や質問を行う中で審査をいたしました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額75億2,828万2,000円に対する決算額は、歳入が75億3,179万5,755円、歳出が74億2,541万5,445円であります。歳入歳出差引残額は1億638万310円となっております。

なお、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は16億8,194万3,501円、前年度とマイナスの18.25%、歳出につきましても17億794万5,214円、前年度と比較いたしますと、マイナスの18.7%と、ともに減額ということになっております。

細目の数値、比率等については、お手元に配付されております審査意見書を清覧いただきたいと存じます。

なお、平成29年度決算の参考資料として、今年度も財務書類が作成されており、行政サービスに要した費用や、それに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をするこ

とに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、田島祥充議員、馬場哉議員、木村武壽議員、一瀬裕子議員、西良倫理議員、松本義裕議員、秋月新治議員、荻原豊久議員、山崎恭一議員、渡辺俊三議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**真田敦史議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

なお、小川代表監査委員におかれましては、これにて退席されます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

決算特別委員の皆さんは1階D会議室にお集まりください。よろしく願います。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○**真田敦史議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には一瀬裕子議員が、副委員長には松本義裕議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げておきます。

日程第6 議案第9号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)

○**真田敦史議長** 次に、日程第6、議案第9号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○**山本 正管理者**(登壇) ただ今議題となりました、議案第9号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降、将来にわたって必要となる事業の契約を行うため、債務負担行為の追加をいたすものでございます。

お手元の議案第9号参考資料をご参照お願い申し上げます。

1つ目につきましては、折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事において、旧折居清掃工場の解体工事に係る石綿含有仕上げ塗材の除去に際し、飛散防止措置等の追加作業が必要となりましたことから限度額3億円の債務負担行為の設定をするものでございます。

2つ目でございますが、今年度末で契約期間が満了いたしますクリーンピア沢の運転管理業務委託につきまして、新たな契約を行う必要がありますことから、限度額1億1,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。本業務委託につきましては、5年間の期間をもって委託契約を行うことといたしております。

以上が、補正予算の内容でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 休会について

○真田敦史議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月11日から11月20日までの41日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、10月11日から11月20日まで41日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは11月2日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

次回は11月21日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議員 亀田 優子

議員 山崎 恭一

第2号

(11月21日)

平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成30年11月21日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
原田周一	議員
馬場 哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
一瀬裕子	議員
上原 敏	議員
熊谷佐和美	議員
西 良倫	議員
信貴惠太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居 進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本 正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

山田達也	会計管理者
杉崎雅俊	事業部理事
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	総務課長
別所尚紀	総務課担当課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
馬淵武志	エコ・ポート長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
田中真宏	クリーンパーク折居担当課長

3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
西原健志	総務課主事

4 議事日程

日程第 1	議席の指定について (追加日程)
日程第 2	議会運営委員会委員の補充選任について (追加日程)
日程第 3	常任委員会委員の補充選任について (追加日程)
日程第 4	諸報告について
日程第 5	議案第 8 号 平成 29 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 6	議案第 10 号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて
日程第 7	議案第 11 号 折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事請負変 更契約の締結について
日程第 8	閉会中継続調査の申出について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 8

午前 10 時 00 分開議

○真田敦史議長 おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。

本日の議題にもございますが、先般行われました宇治田原町議会選出議員の改選によりまして、新たに原田周一議員並びに馬場哉議員が城南衛生管理組合議員に選出され、仮議席を指定しておりますのでご報告いたしますとともに、ご紹介申し上げます。

原田議員から順次自己紹介をお願いいたします。

○**原田周一議員** 宇治田原町の原田でございます。先日11月15日に、ちょうど4年の折り返し点で、2年間で議員の改選がございました。私がまたこの城南衛生管理組合の議員になりました。ひとつよろしくをお願いいたします。

○**馬場 哉議員** 宇治田原町の馬場です。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**真田敦史議長** ただ今の出席議員数は全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定について（追加日程）

○**真田敦史議長** 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

今回、新たに選出されました宇治田原町議会選出議員の議席の指定に伴いまして、会議規則第3条第2項の規定により議長において、仮議席のとおり、5番に原田周一議員、6番に馬場哉議員をそれぞれ指定いたします。

日程第2 議会運営委員会委員の補充選任について（追加日程）

○**真田敦史議長** 次に、日程第2、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員会委員の補充選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、原田周一議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**真田敦史議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました原田周一議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3 常任委員会委員の補充選任について（追加日程）

○**真田敦史議長** 日程第3、常任委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う総務常任委員会及び廃棄物(ごみ・し尿)

処理常任委員会委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において馬場哉議員を総務常任委員会委員に、原田周一議員を廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました両議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、現在、総務常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、この際、暫時休憩をしていただき、総務常任委員会を開催し、委員長の選出を行っていただきたいと思っております。

総務常任委員会委員の皆さんは休憩中に委員会を開いていただき、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました総務常任委員会において委員長を互選の結果、委員長には馬場哉議員が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第4 諸報告について

○真田敦史議長 次に、日程第4、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おきお願いいたします。

日程第5 議案第8号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○真田敦史議長 次に、日程第5、議案第8号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、一瀬裕子議員。

○一瀬裕子議員（登壇） ただ今議題となりました議案第8号、平成29年度城南衛生管

理組合一般会計歳入歳出決算審査についての決算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月10日の本会議において設置をされ、議案第8号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、一瀬が、副委員長には松本議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は10月19日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費については一括して行い、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して、次に、実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。第8号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして第8号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応えていかれるよう、切に要望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。また、あわせて、松本副委員長のご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○真田敦史議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。第8号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第10号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて

○真田敦史議長 次に、日程第6、議案第10号、公平委員会委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第10号、公平委員会委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本組合の公平委員会委員の任期が平成30年12月27日に満了いたしますことに伴いまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

このたび新たに議会の同意をお願いする公平委員会委員は、城陽市推薦の秋月満雄氏でございます。そして、宇治市推薦の後藤美穂氏と八幡市推薦の加藤和夫氏におかれましては、引き続きお願いを申し上げます。

いずれの皆様も、推薦のありました市におかれまして公平委員会委員をされており、また経験豊かで人格高潔、公私ともに広く信頼を得ておられる方であり、公平委員会委員として適任者であると考えております。

よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。第10号議案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第10号議案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第11号 折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事
請負変更契約の締結について

○真田敦史議長 次に、日程第7、議案第11号、折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第11号、折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事請負変更契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第11号参考資料をご覧ください。

1の変更の内容のとおり、旧折居清掃工場の解体におきまして、新たに石綿含有仕上げ塗材の除去が必要となり、石綿飛散防止対策の作業を追加するものであります。本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、日立造船株式会社と2億8,873万1,520円増額の工事請負変更契約を締結することにつきまして、議会の議決を賜りたく提案を行うものでございます。

なお、工事期間につきましては、当初の予定どおりの平成32年3月31日までとなっております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

山崎議員。

○山崎恭一議員 本議案は、5年間で91億円という高額な契約を結んでいるものを、3億円増やしてさらに94億円へと上限変更する案件ですが、その理由が、石綿が含まれていると、その除去作業が含まれたから3億円余計に要るんだという話なんです。この種の施設で、石綿があることは当然予想されますし、契約では石綿は出ないものだというので契約が結ばれていたのでしょうか。

また、組合がつくったものですから、その当時の設計図や仕様書を見れば、石綿が使われていることは当然、予想どころか事実としてわかっていたのではないかと。にもかかわらず、これだけ増額の上限補正がなぜ必要になったのか。

3つ目には、こうした変更は今後も起こるのでしょうか。一種のリスク管理だと思いますが、契約の中ではどういう条項がこれに当てはまるのでしょうか。

以上です。

○真田敦史議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 それでは、私の方から答弁させていただきます。

石綿含有の仕上げ塗材の除去につきましては、平成29年5月30日、環境省の通達によって石綿含有仕上げ塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策についてという通知が出てから、壁面に塗られている塗材に含まれているものは、適正に飛散することなく処理を下さいよという通知が出されました。

この契約につきましては、当初、平成26年4月23日、入札公告をやりまして、既に決定されていたものでありまして、先ほど申したように29年の時点での環境省の通達により、新たに塗材の処理が必要になってきたというところでございます。その分における増額ということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○山崎恭一議員 今後、こうした追加が起こり得るのかということもお伺いします。

○栗山淳彦施設部長 現状、今回挙げさせていただいている部分で全てというように考えております。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 今のご答弁ですと、29年に環境省の通達が出てから対応が必要になって増えたんだということですが、その前の段階で石綿含有の仕上げ塗材ですか、これがあることは、実は通達出る前からわかっていたわけですね、今のお話でいうと。

だから、通達ができて、さらに対策が必要になったので、こういう3億円近い費用の出費が、新たにこの29年の通達以降起こったという説明だったかと思うんですが、だったら、それ以前は、この石綿の含有された塗料の除去について、特段の対策をなしに除去できるという状態だったのでしょうか。

私は、この間の十数年のアスベストに対する対策やその他から見て、全く何もせんでもよかったというふうには思えないんですが、この通達によって変更が求められたのは、どういう状態からそういう状態へ変更が必要になって、そして3億円のお金が出るようになったのか、もう少しその辺、詳しくお話しいただけないかと思うんですが。

○真田敦史議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 石綿含有の建築用仕上げ塗材の適用についてであります。先ほど申したとおり、平成29年5月30日付の環境省の通達及び平成29年5月31日付の厚生労働省通達により、石綿が質量の0.1%を超えて含有されている建築用仕上げ塗材について、新たに石綿飛散防止対策をとらなければならないという対象になったというところであります。

以上であります。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 少し様子がわかってまいりました。それまでは0.1%未満の含有量ですと、特段の対策が求められていなかったけども、29年5月30日と31日の環境省、厚労省の通達によって、それについてもきちっとした対策をするようにということになって、その対策で一挙に3億円必要になったと。

アスベストについて厳重な対策をすることに、これは必要なことだしやるべきだというふうに思いますので、この予算が必要になってきたこと自体は、特段、反対だというものではありませんが、0.1%ならいいのだというのが、急に対策せえということになって、その通達一発で3億円、余計、金がかかるというのは、ちょっと国の通達でいっても少し落ちにくいところがあります。

必要な施策だと思いますが、それならもっと早くから厚労省や環境省も言ってくればよかったんじゃないのか、こういう思いはありますが、ご説明によりまして、契約途上で必要になってきたということについての事態は理解をいたします。

契約書について、私、詳細に読んでいないんですが、こうした国の通達や制度変更によって追加の費用が要るようになったことは契約の変更要件に多分なるようなことは、リスクの管理のところでもただし書きなり何なりしているのかなというように思います。また契約書については自分でも確かめたいと思います。

ところで、今出ました環境省と厚労省の通達そのものを、資料としてご提供いただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○真田敦史議長 そこは検討させていただきます。

○山崎恭一議員 以上です。

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。第11号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中継続調査の申出について

○真田敦史議長 次に、日程第8、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして管理者からご挨拶がありますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) 平成30年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加提出いたしました工事請負変更契約の締結など4議案につきまして、ご認定、ご可決等を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命である適正な廃棄物処理事業を推進するとともに、住民の皆様の信頼と期待に応えられますよう、引き続き組織一体となって取り組んでまいり所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○真田敦史議長 ありがとうございました。

以上でございます。ご苦労さまでした。

なお、事務局より組合例規集のCD-ROM版を同封いたしておりますので、よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議員 亀田 優子

議員 山崎 恭一

議案第10号

公平委員会委員の選任同意を求めるについて

下記の者を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年11月21日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

記

氏名 後藤 美穂
生年月日 昭和44年12月10日
住所 京都市中京区河原町通二条上る清水町
341番地11
グランクール河原町二条717号

氏名 秋月 満雄
生年月日 昭和22年9月3日
住所 京都府城陽市寺田今堀52番地の103

氏名 加藤 和夫
生年月日 昭和24年1月24日
住所 京都府八幡市戸津奥谷7番地の43

提案理由

平成30年12月27日に本組合公平委員会委員の任期が満了することとなるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本組合公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第 1 1 号

折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事請負変更
契約の締結について

折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事請負変更契約
を下記のとおり締結するため、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

記

- 1 契約の目的 折居清掃工場更新施設整備運営事業建設
工事
- 2 契約の金額 変更前 9, 1 2 2, 3 8 9, 5 6 0 円
変更後 9, 4 1 1, 1 2 1, 0 8 0 円
変更金額 2 8 8, 7 3 1, 5 2 0 円
- 3 契約の相手方 大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号
日立造船株式会社
取締役社長 谷所 敬

提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。